

令和6年第3回長与町議会定例会産業文教常任委員会会議録（第4日目）

本日の会議 令和6年9月12日
招集場所 長与町議会第2委員会室

出席委員

委員長	中村美穂	副委員長	堀真
委員	松林敏	委員	浦川圭一
委員	安部都	委員	山口憲一郎
委員	竹中悟		

欠席委員

なし

職務のため出席した者

議事課長 福本美也子

説明のため出席した者

水道局長 渡部守史

(上下水道課)

課長	高橋庸輔	課長補佐	濱伸二
課長補佐	森内秀明	課長補佐	濱中章
係長	池田麻夢	係長	藤原庸祐
係長	藤野亮	主査	永江啓二
主査	山下裕己		

本日の委員会に付した案件

議案第54号 令和5年度長与町水道事業剰余金の処分及び決算認定について

議案第55号 令和5年度長与町下水道事業剰余金の処分及び決算認定について

開会 9時29分

閉会 11時32分

○委員長（中村美穂委員）

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、本日の産業文教常任委員会を開会します。令和6年第3回定例会本会議におきまして本常任委員会に付託を受けました議案第54号令和5年度長与町水道事業剰余金の処分及び決算認定についての件を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

渡部局長。

○水道局長（渡部守史君）

皆さんおはようございます。それでは水道局所管の議案第54号令和5年度長与町水道事業剰余金の処分及び決算認定につきまして上下水道課長以下、関係職員によりご説明申し上げますので、ご審議のほど賜りますようよろしくお願ひいたします。

○委員長（中村美穂委員）

高橋課長。

○上下水道課長（高橋庸輔君）

それでは議案第54号令和5年度長与町水道事業剰余金の処分及び決算認定についてご説明申し上げます。決算書の1、2ページをお開きください。令和5年度長与町水道事業会計決算報告書でございます。金額につきましては税込額でございます。（1）収益的収入及び支出の収入におきまして、第1款水道事業収益の予算額7億9,793万4,000円に対し、決算額は8億609万5,064円となり、予算額に比べ決算額は、816万1,064円の増収となっております。増収の要因といたしましては、特別利益として舗装工事に係る一般会計負担分を計上したことが主なものでございます。給水収益については減少しているといった状況でございます。次に、支出におきましては、第1款水道事業費用の予算額7億3,434万8,000円に対し、決算額は7億1,651万9,889円となり、不用額が1,782万8,111円となっております。不用額の内訳といたしましては、委託料や負担金が主なものでございます。次に3、4ページをお開きください。（2）資本的収入及び支出の収入におきましては、第1款資本的収入の予算額5億3,997万8,000円に対し、決算額は4億9,685万5,000円となり、予算額に比べ決算額の増減が4,312万3,000円の減収となっております。減収の要因といたしましては、高田南に係る工事が繰り越しとなったことによります負担金の減額が主なものでございます。次に、支出におきましては、第1款資本的支出の予算額6億9,528万2,000円に対し、決算額は5億3,491万4,777円、翌年度繰越額が1億5,166万2,100円となり、不用額が870万5,123円となっております。翌年度繰越額につきましては、高田南に係る工事が主なものでございます。次に3ページ、このページの中の3ページの下段の方をご覧ください。（1）資本的収入額が資本的支出額に不足する額8,064万9,777円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,338万6,374円、過年度分損益勘定留保資金6,726万3,403円で補填しております。次に（2）たな卸資産購入限度額の執行額は421万

1,035円で、これに伴う仮払消費税及び地方消費税は、38万2,821円でございます。5、6ページをお開きください。令和5年度長与町水道事業損益計算書でございます。金額につきましては、税抜額でございます。6ページの下から2行目ご覧ください。当年度純利益が7,596万6,948円となり、当年度未処分利益剰余金は、当年度純利益と同額の7,596万6,948円でございます。次に7、8ページをお開きください。令和5年度長与町水道事業剰余金計算書でございます。金額につきましては税抜額でございます。8ページの一番右列、資本合計をご覧ください。前年度末残高から資本金、資本剰余金に変動はございません。利益剰余金に当年度未処分利益剰余金の7,596万6,948円を加えまして、資本合計は40億112万6,681円となっております。7ページの下段に記載しております令和5年度長与町水道事業剰余金処分計算書（案）をご覧ください。この計算書は未処分利益剰余金を特定の目的のための積立金へと処分するため議会の議決を求めるものでございます。今回の処分につきましては今後増大する建設改良工事に備えるため、未処分利益剰余金7,596万6,948円全額を建設改良積立金に積立処分する予定でございます。次に9、10ページ、次のページをお開きください。令和5年度長与町水道事業貸借対照表でございます。金額につきましては税抜額でございます。資産合計と負債資本合計がそれぞれ75億6,215万2,103円で、資産合計から負債合計を差し引いた資本合計は40億112万6,681円となっております。11ページをお開きください。11ページは会計方針等の注記表でございます。続きまして決算附属書類につきましてご説明申し上げます。12、13ページをお開きください。令和5年度長与町水道事業報告書でございます。1概況でございます。総括事項を申し上げます。令和5年度経営状況は営業収支において1,525万1,495円の営業利益となっており、これを前年度比で見ると69.7%減、金額にして3,500万3,868円の減額となっております。また、経常収支においては7,620万8,588円の経常利益となっており、これを前年度比で見ると31.6%減、金額にして3,527万1,319円の減額となっております。次に、収益的収支全体では収入が前年度比0.1%増、金額にして52万4,195円の増収となっております。支出においては前年度比5.7%増、金額にして3,601万3,237円の増額となっております。以上により7,596万6,948円の当年度純利益となりました。なお、積立金の取り崩しに伴う未処分利益剰余金に変動額はなく、当年度未処分利益剰余金は7,596万6,948円となりました。有収水量は325万3,385トン、前年度比1.6%減、水量にして5万4,318トン減少しております。資本的収支においては、企業債により3億6,500万円、負担金により1億3,185万5,000円の収入があり、また建設改良費として中尾団地南部配水管布設替工事等により2億9,230万6,521円、企業債の償還として2億4,260万8,256円の支出を行いました。なお、資本的収支の不足額8,064万9,777円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金で補填しております。（2）経営指標に関する事項でござい

ます。令和5年度決算における経営成績につきましては、経営の健全性を示す経常収支比率は、有収水量の減少に伴う給水収益の減少および管路等の修繕費や固定資産除却費の増加などにより費用の増加により前年度比6.11ポイント減、111.58%となりましたが、健全経営の水準とされる100%を上回っております。また、料金水準の妥当性を示す料金回収率は前年度比7.11ポイント減の105.61%となりましたが、事業に必要な費用を給水収益で賄えている状況とされる100%を上回っております。一方、償却対象資産の減価償却の状況を示す有形固定資産減価償却率は前年度比0.76ポイント増の52.80%、法定耐用年数を経過した管路延長の割合を示す管路経年化率は前年度比0.39ポイント増の27.22%となり、施設の老朽化は進んでいる状況でございます。また、当該年度に更新した管路延長の割合を示す管路更新率は前年度比0.37ポイント増の0.82%となりました。漏水状況や重要度等を参考に更新工事を実施しているためございまして、財政状況を考慮をしつつ引き続き計画的な施設更新を行ってまいります。13ページをご覧ください。（3）議会議決事項でございますが、記載のとおり3件でございます。（4）職員に関する事項です。令和5年3月31日現在職員数が合計11名、令和5年度転入職員が5名、令和5年度転出、退職した職員が5名、よって令和6年3月31日現在職員は合計11名となっております。（5）その他の重要事項でございます。他会計負担金の使途の特定についてですが、一般会計から消火栓維持管理費185万円につきましては、全額職員の給与費に充当いたしております。次に2工事です。（1）改良工事の概況でございますが、自由ヶ丘団地内配水支管布設替工事など500万円以上の改良工事12件を記載しております。なお、金額につきましては税込額でございます。次に14ページをお開きください。3業務でございますけれども、令和5年度の状況を前年度と比較して記載させていただいております。次に4会計でございます。（1）重要契約の要旨です。契約額上位5件を記載しております。なお金額につきましては税込でございます。次の15ページをご覧ください。令和5年度長与町水道事業キャッシュ・フロー計算書でございます。金額につきましては税抜額でございます。業務活動、投資活動および財務活動に係る現金の流れによりまして今期の資金は3億219万7,677円増加し、資金期末残高は13億5,218万5,494円となっております。これは9ページの貸借対照表の現金預金と一致しております。次の16、17ページをお開きください。こちらから18ページまでが令和5年度長与町水道事業会計収益費用明細書でございます。金額につきましては税抜額でございます。水道事業収益、営業収益でございます。上水道給水収益でございますが、これは水道料金によるものでございます。次に受託工事収益でございます。内訳は給水装置工事申し込みに係る手数料、加入金、分岐料の他、消火栓維持管理費として一般会計から繰り入れる他会計負担金、下水道事業から検針手数料や局長、課長人件費などの負担金でございます。次に

営業外収益でございます。受取利息及び配当金、これは定期預金と普通預金の預金利息でございます。次に長期前受金戻入、これは国庫補助金など減価償却に見合う見合い分でございます。次に県支出金、これは専用水路等に係る権限移譲交付金でございます。次に雑収益、これはコピー代、町有地使用料などでございます。次に特別利益でございます。過年度損益修正益、これは雇用保険戻入金などでございます。次にその他特別利益、これは路面復旧工事に係る一般会計負担金でございます。次に17ページをお開きください。水道事業費用、営業費用でございます。原水及び浄水費、内訳といたしましては、浄水係職員1名および会計年度職員の給料、手当、法定福利費の他、浄水場運転管理業務委託などの委託料、そして修繕費が主なものでございます。次に配水及び給水費、内訳といたしまして、水道公務係職員2名分の給料、手当、法定福利費の他、漏水調査業務委託、水道量水器取替業務委託などの委託料、そして修繕費が主なものでございます。18ページをお開きください。業務費でございます。内訳は、料金総務係の職員2名および会計年度任用職員の給料、手当、法定福利費の他、水道検針業務委託などの委託料が主なものでございます。次に総係費。内訳は、局長、課長、料金総務係2名分の給料、手当、法定福利費の他、水道局の警備委託、企業会計システム保守委託などの委託料、そして水道局庁舎に係る修繕費が主なものでございます。次に減価償却費内訳といたしまして、有形固定資産減価償却費、無形固定資産減価償却費でございます。資産減耗費でございます。これは支出を伴わない固定資産除却費や解体費などの支出を伴う固定資産除却費でございます。次に営業外費用でございます。支払利息ですね。これ支払利息は企業債利息でございます。次に特別損失、過年度損益修正損、これは漏水減免が主なものでございます。その他特別損失、これは一般会計から受託した路面復旧に係る費用でございます。次、19ページをご覧ください。令和5年度長与町水道事業会計資本的収入及び支出明細書でございます。金額につきましては税抜額でございます。企業債が3億6,500万円でございます。次に負担金。負担金の内訳は、高田南土地区画整理事業などの工事負担金、宅地開発行為等に係る水源負担金、新規給水引込に係る分岐工事負担金でございます。次に資本的支出、建設改良費の事務費でございます。これは水道公務係職員2名分の給料、手当、法定福利費でございます。次に改良費。内訳といたしまして、施設更新に係る設計業務などの委託料、そして水道管更新後の路面復旧を行う路面復旧費、そして新浄水場、地質調査業務に係る本町負担分の負担金、そして、中尾団地南部配水管布設替工事などの工事請負費でございます。固定資産購入費でございます。内訳は、新品メーターを購入した量水器購入費、そして、漏水探知機や鉄管・ケーブル探知機などを購入した備品購入費でございます。企業債償還金につきましては2億4,260万8,256円でございます。次に20、21ページをお開きください。固定資産明細書でございます。金額につきましては税抜額でございます。（1）有形固定資産明細書でございますが、合計欄をご覧ください。年度当初現在高に当年度固定資産の増減額を加味いたしまして、年度末現在高は120億3,366万3,783円、

減価償却累計額は、60億1,698万9,988円となり、年度末償却未済高は60億1,667万3,795円となっております。次に（2）無形固定資産でございます。合計欄をご覧ください。本年度は年度中に取得した資産および除却した資産がございませんでしたので、年度当初現在高5,964万8,405円から当年度減価償却高の483万8,535円を差し引きまして、年度末現在高は5,480万9,870円でございます。次に22、23ページをお開きください。企業債明細書でございます。表の一番下の合計欄をご覧ください。令和5年度末における企業債の発行総額が21億8,010万円に対し、未償還残高は14億6,824万9,231円となっております。続きまして工事概要につきまして、図面と担当により説明申し上げます。なお説明を図面にお配りしておりますけれども、委員会終了後回収させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長（中村美穂委員）

藤野係長。

○係長（藤野亮君）

それでは重要契約の要旨についてご説明いたします。決算書附属書類の14ページと配布しておりますA3の図面を併せてご覧ください。重要契約の要旨、記載の番号順にのつとてご説明いたします。それでは番号1番目です。中尾団地南部配水管布設替工事になります。工事内容といたしましては、昭和48年に布設しました配水管の更新を目的とするもので、配水管延長1,012メートルの布設替えを行っております。続きまして、番号2番目、浄水場等基本設計業務委託になります。こちらの業務内容といたしましては、長崎市との共同浄水場の整備に併せて実施を行います長与町単独施設の整備に係る基本設計を行うものです。本業務の業務期間につきましては、令和5年度から6年度の業務期間となっております。続きまして、番号3番目、長与町水道事業計画等策定業務委託です。こちらの業務内容といたしましては、平成27年に策定した長与町水道事業ビジョンの計画期間の終期が近づいていることに伴いまして、当該ビジョンおよびビジョンに付随するその他4つの計画につきまして、改訂、新規策定業務を行うものです。こちらの業務につきましても番号2と同様に令和5年度から6年度の業務期間となっております。続きまして番号4番目、第1浄水場次亜塩素希釈装置設置工事です。こちらの工事内容といたしましては、次亜塩素希釈装置を精製した次亜塩素酸ナトリウムから購入した次亜塩素酸ナトリウムに対応する設備に変更をするものとなっております。続きまして番号5番目、中尾団地北部配水管布設替工事です。工事内容といたしましては、昭和48年に布設した配水管の更新を目的とするもので、配水管延長381.6メートルの布設替えを行っております。以上で重要契約の要旨についての説明を終わります。

○委員長（中村美穂委員）

高橋課長。

○上下水道課長（高橋庸輔君）

以上が議案第54号令和5年度長与町水道事業剰余金の処分及び決算認定についての概要でございます。ご審議のほどをよろしくお願ひいたします。

○委員長（中村美穂委員）

ただいま提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はページを追って行いたいと思います。まずページを追って行った後に当委員会が求めた資料、また図面、14ページのところでこの図面のところにはなりますけれども、そういう形でまず最初はページを追って決算書を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。それでは決算書類の1、2ページ、続きまして3、4ページ、続いて5、6ページ、水道事業の損益計算書ですね。続いて7、8ページ、水道事業剰余金の計算書です。続きまして9、10ページ、次の11ページは注記表というところになっております。質疑はありませんか。それでは続きまして、決算附属書類の12、13ページ、質疑はありませんか。続いて14、15ページ、続いて16、17ページ、次の18ページまで質疑はありませんか。続いて19ページ、続いて20、21ページ、22、23ページ、質疑はありませんか。それではこの頂いた資料、それからこの工事の図面ですね。戻って14ページのところに工事名等が書いてありましたけれども、そこで質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

1番と5番で中尾団地の布設替えをされておられるようですが、実際ここは何年ぐらい、当初設置してから何年ぐらいたつるんでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

藤野係長。

○係長（藤野亮君）

こちらの布設年度が昭和48年になっておりますので、経過年数としては51年になるかと思われます。

○委員長（中村美穂委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

51年で布設替えということですけども、他にもこの50年、51年で青葉台、ニュータウン、そこら辺と変わらん程度ですかね。布設替えがまだ当然同じような症状が出てくると思うんですけども、残ってる所はまだたくさんあるんですかね。

○委員長（中村美穂委員）

藤野係長。

○係長（藤野亮君）

委員おっしゃられますとおり町内他地区においては、この中尾団地より経過年数が経

過しておる地区もございます。そちらに関しましては町内の今の現状、漏水の頻度でありますとか、使われております管材等を勘案して優先順位を付けさせていただいておるところでございまして、当然こちらより古い管につきましても、漸次布設替えをしていく予定としております。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

安部委員。

○委員（安部都委員）

14ページのところなんんですけど、簡単な質問かも知れないけど、ちょっと分からないんですけど、お聞きします。給水人口は減ってるのに戸数は増えてるわけですね。そこで年間配水量もそこは戸数は増えてるけど排水量が減ってると。有収水量も減ってる。これはどのように見たらよろしいんでしょうか。ちょっと説明をお願いいたします。

○委員長（中村美穂委員）

高橋課長。

○上下水道課長（高橋庸輔君）

まず給水人口の減につきまして、もう社会減と言った形で減少している状況でございます。次に戸数ですね、戸数につきましてはやはり核家族化の影響によって分散していく、戸数については上がっていっているといった全国的にもそういった傾向でございます。次に年間配水量ですね。年間配水量減っておりますけども、この人口減に伴って皆さんの使用水量が減っているといったところでございます。有収水量ですね。有収率が減して、昨年91.4%が90%に有収率が落ちているといったことに関しましては、やはり漏水が多くなってきたということでご認識いただければと思います。

○委員長（中村美穂委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

漏水で、やはり空き家が多くなってきたから漏水なんかが増えたということなんでしょうか。うちのちょっと高齢者が出しち放しで、ずっと水を出しち放しで流しち放しとかいうときがかなりあったんですけど、何かそういうこと関係あるんでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

高橋課長。

○上下水道課長（高橋庸輔君）

空き家といった話と結びつくのかっていうとちょっと難しいかなとは思うんですけども、やはり管の老朽化によるものが漏水の原因といったものでございます。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。全体を通して質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

最後の監査の意見書として一番最後のページに結びっていうのがありますね。この中で水道事業に対しては経営成績が収入が7億7,000万円、支出が6億6,600万円、純利益は7,600万円で、給水人口が476名減ってるという中ですね、この文章の中で今後も効率的な事業運営を求めるというような文面になってるんですね。これに対しての具体的っていうか水道局の考え方を、この決算全体とすればそう僕は問題ないと思ってるんですよ。今後の課題となる中でこの改善は効果的な、要は効率的運営ということに対しての意見をちょっと、考え方をちょっと1回。

○委員長（中村美穂委員）

渡部局長。

○水道局長（渡部守史君）

今頂いたご意見につきましては、これから水道事業を継続していく中で、まずキーとなるワードがあると思うんですよね。それを挙げるとしたら広域連携、官民連携という言葉が上がると思うんです。官民連携っていうのは今まで形はいろいろございますけれども、我々も取り組んできております。これから広域連携ということが、全国的に進んでいくんじゃないかなと思ってます。それは隣接する水道事業体といろんな面で協力することによって効率良く事業を進めようという考え方方が根底にあります。国自体もそれをバックアップして、いろんな面でバックアップをしていってる状況です。この2つをキーワードにしながら、もうあとよく言われるのが収入が減少している中で支出がいかに抑えていくか、これは今まで取り組んできております。令和3年度には水道課と下水道課を統合したり、そういう面でもいろいろ考えてきております。あともう1つ、この2つの官民連携、広域連携というキーワードにプラス、もう1つ付け加えさせていただきますと、工事の概要の中でこの3番の委託っていうのの中に長与町水道事業計画等策定業務委託というのがございますけども、これからもう一度経営状況の確認をさせていただいて、適切な経営状況、ちょっと詳しくは申し上げられませんけれども、適切な、言い換えれば料金設定とか、そういうところにつながっていくかと思うんですけども、そういうところも研究しながら持続可能な水道事業を継続していきたいというふうに考えております。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

質疑をしたいので、副委員長と交代します。

○委員（堀真委員）

質疑はありませんか。

中村委員。

○委員長（中村美穂委員）

大体毎年聞いてるかもしれないんですけど、コロナ禍を経てコロナ禍のときはステイホームだったりということで、一時的に水道の利用料が水道が水がたくさん使われる時期があったのかなと思っております。今は各家庭にウォーターサーバーがあつたり、またはお水を違うところで買い求めたり、スーパーで頂くというのがあるのかどうか私はちょっと分からないですけれども。そういういろんなさまざまな飲み物、飲み水として、他の所から普通の水道ではなくて、そういうこともあって水道の使用料が一定少しずつ減ったり、人口減というのは一番大きいと思うんですけども、そういうところもあるのかなと思っております。その中で今、営業収益が減少している。中には高田南の工事の関係とかいうのも5年度に至っては理解をするところではありますけれども、やはり先ほど同僚委員、竹中委員がおっしゃったようにどのように考えておられるかというのは、局長から答弁は頂きましたけれども、今後を見据えてやはり人口が大幅に増えるという試算もなかなか難しいのかなと思うところで、やはり工事、配水管の老朽化の分とか、そういう水道局自体が少ない人員で誠意頑張っておられるということは理解をいたしますけれども、やはり水道料金とかそういうものに勘案してくる関係性がやっぱり出てくるのかなと思ってるところもあるんですが、その点はいかがでしょうか。

○委員（堀真委員）

高橋課長。

○上下水道課長（高橋庸輔君）

そうですね、おっしゃるとおり給水人口減ってきて、他から買われる水によっての減少といったのも多少あるかと思いますけれども、そういった中で給水収益というのはもう確実に減少していっていきます。先ほど局長の方からもありましたとおり、料金設定についても適正な料金であるものを今この業務委託によって検討しているところでございまして、この業務委託の結果が出ましたら、今後持続可能なこの水道事業がどれだけ適切にできるかといったものの料金設定についてお示しできるかとは思います。現状そうですね、今後水道料金について改定といった方向性については、考えていかなければならぬと考えております。

○委員（堀真委員）

渡部局長。

○水道局長（渡部守史君）

今高橋が申し上げたとおりでございますがちょっと付け加えをさせていただいて。全国的な傾向としてやはり水道料金っていうのは、適切な時期に見直しを行つていうこととされております。しかしながら料金改定っていうのがほとんどの住民の方の生活に影響が及んでくるということで、非常に気を使う政策でありまして、多くの水道事業体で長期にわたり据え置いていた。長期にわたり据え置いていたというのが今までの現状であったと認識をしております。またそれが可能な時代背景であったと、人口が増えて事業収入が見込めたといった時代であった。しかし、これからはお話ししたように人

口減少、そして老朽化に更新費用の増大、これは耐震化の対応であるとか、人件費の高騰であるとか、それと併せて職場環境の改善ですね、現場のですね。あと資材高騰、いろんな要因が多岐にわたっている。それが踏まえた上で、やっぱり現状の料金体系では事業継続が困難になるであろうという水道事業体がもう多いんじゃないかなと。ちょっと検索をすればもうばばばばっと料金改定ということに引っかかるのがもう山ほど出てくると、そういう実情である。長与町の水道事業もそういう厳しい経営環境でありますからも、令和5年度は堅調な経営をやってきたかなと思っているところでございますが、今度の計画の改定を含めた中で見直すことによって、もう一度今の長与町の水道事業の経営を見直すと。その中で適正な料金なのかという話が出てくるかと思いますので、そのあたりでやるやらないかはちょっと別として、適切な経営状況の把握っていうのは、やっていかなければならぬと思っております。

○委員（堀真委員）

中村委員。

○委員長（中村美穂委員）

分かりました。今全国的にいろんなものが値上がりして、特に電気料金の値上がりで政府も補助したりというようなこともありますけど、ずっと補助されるわけでもなく、電気料金、ライフルインですよね、結局。水道もそこで私はどうなのかなと思うところがあったのでお聞きしてるんですけども。この長与町の水道料金というのは、どう改定されていないものなのか、そこをお伺いしたいと思います。

○委員（堀真委員）

高橋課長。

○上下水道課長（高橋庸輔君）

値上げを行った改定につきましては、昭和63年に行ったのが値上げの最後の改定でございます。なので36年前ということになります

○委員（堀真委員）

中村委員。

○委員長（中村美穂委員）

値上げは誰でもしてほしくないところではあると思うんですけども、やはりこの配水管の老朽化とか、水道をひねれば水が出るというのが当たり前では、当たり前に皆さん思ってるけども、それが何か災害があったときとかになりますと、水が出ない、電気が止まつたっていうことがあって、いかにそれが大変なことなのかなっていうそういうことを皆さん思うと思うんですよね。だから何でも値上がってから値上げした方がいいと私は思いませんけれども、ある程度のところでもうぎりぎり待つんじゃなくて、この委託でいろいろ計算をされて正しい料金設定というんでしょうか、そういうものを考えられると思うんですけども、そこについて36年もの間、改定されてないというのは非常に驚いたところなんですねけれども、そこを最後もう一度お伺いしてもよろしいです

か、その考え方について。

○委員（堀真委員）

渡部局長。

○水道局長（渡部守史君）

先ほどの答弁とちょっと重なる部分もあるかと思いますけれども、やはり料金改定というものが非常に気を使う政策であって、国自体も適正な時期にきちんと料金の設定を見直しなさいっていうのは、去年当時の厚生労働課長通知の中でも法令を例に示しながら適切な料金改定、適切な料金改定というのは料金設定というのは、その料金設定の中に資産維持費、これからの中の更新やら維持、施設をそういうのをちゃんと盛り込んだ上でやっていきなさい。長い間料金を据え置いてる水道事業体もあるわけですが、いろんな統計資料の中には水道事業、下水道事業もそうですけども、一般会計が負担すべきものっていうのがあるわけですね。それが繰入金という形で入ってくる場合もあるわけですが、水道事業だけではもう仮に基準内繰入金があったとしても赤字になってしまふ。基準外の繰り入れによってどうにか事業をどうにかやっているっていう水道事業体も多々あります。そういうところも含めて適正な料金設定をしなさいと、国が去年の通知の中で。それはやはり最近の法令的な部分もあるし、実際に資材高騰とか業界の職場環境をきちんとと考えなさいとか、そういう部分もありますので、今のそういうタイミングで多くの水道事業体が料金の改定を始めているというのが実情かなと思ってます。それだからっていうわけじゃないんですけども、我々も適正な料金設定というのを考えていかなければならぬというふうに考えております。

○委員（堀真委員）

委員長と交代します。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

適切な料金の設定という話が出たのですね、ちょっとこれは公営企業の何ていうんでしようね、不思議というんでしようか。要は水道料金は使えば使うほど、量を使えば使うほど高くなるんですね、ここね。それについては非常に通常の民間であれば、たくさん使えば安くなるというのが常識なんですね。しかし、この水道の結局システムというのは使えば使うほど金額が上がっていくと。これで企業としてもだから循環水を使ったり、非常な努力をしてるところが見えてるわけですね。だからそれについて今後、公営企業ですからなかなかうちだけというわけにいかんでしょうけど、これはやっぱり今から見直していかんといかんと思うんですね。見直しの一つの部分だと思うんですよ。それとその辺の考え方ね。それともう一つ参考までですけど、今回は中尾団地をこれを集中的にやられたということですけど、今後次はどこを大体予定をしているのか、その

辺を参考までに教えていただきたい。

○委員長（中村美穂委員）

高橋課長。

○上下水道課長（高橋庸輔君）

今委員おっしゃってる料金設定のお話ですね。長与町の水道料金とは二部料金制でございまして、基本料金と従量料金とこの2つに分かれておりまして、従量料金といったものについてはおっしゃるとおり使えば使うほど料金が高くなっていくといった設定でございます。なぜこの従量料金の設定があるかと申しますと水資源自体が有限でございますので、そのたくさん使う方たちの規制をかけるといったものが一つ大きくあります。たくさん使う方についてはやはり料金を高く設定し、その分皆さま一般の住民の方たちの料金の設定が少し低く抑えられるといった効果がございます。実際こういったことで当初設定がされてきている状況でございます。ただ今委員おっしゃるとおり水需要といったものも今後減ってくるといった状況もございまして、今の従量料金は逓減型、逓増型って上がる方と下がる方とございますけれども、上がり幅っていったものを少し低く抑えていって基本料金の方を拡充していくといった方法を取っていくのが今主流となつてきておりますので、そういうことで今後の状況を見ながら適正な設定をしていきたいと考えております。あと更新の状況ですね。確かに中尾団地が終わりまして次に来年度以降行う予定としていますのが、まずニュータウンであったりとか、前田川内ら辺ですかね。あの辺、前田川内の方が漏水状況が多いのでそちらをちょっと優先するかと思ひますけれども、古い団地等ニュータウンとありますので、順次計画立てて老朽度、漏水関係ですね。そういうものを加味しながら年次計画を立てていきたいと思っております。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

安部委員。

○委員（安部都委員）

この資料の不納欠損処分の内訳なんですが、その他っていうところが一番なんか多いんです。金額的に多いんですが、これはどういった理由が含まれるんでしょうか。例えば漏水なんかが関係してるんでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

高橋課長。

○上下水道課長（高橋庸輔君）

その他について3件ございます。その他3件につきましてですけれども、これは債権自体が少額でございまして、通常下水道料金とかの下水道使用料といったものは公債権でございまして、水道料金ってのは私債権でございます。下水道料金については強制執行といったものができる、差し押さえとかそういうものができるんですけれども、水

道債権については私債権ということで強制執行ができません。そういったことで地方自治法の施行令によりまして少額であれば訴訟料金と比較いたしまして、費用の比較を行った中で費用倒れするような少額のものについては徴収停止といった処分ができます。この徴収停止を行ったのち条例に基づいて5年で放棄しているといったものがその他に当たります。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第54号のうち、剰余金の処分について討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第54号のうち、剰余金の処分について採決いたします。

本案のうち剰余金の処分について原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案のうち剰余金の処分については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第54号のうち決算認定について討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第54号のうち、決算認定について採決します。

本案のうち決算認定について原案のとおり認定すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案のうち決算認定について原案のとおり認定すべきものと決しました。

10時40分まで休憩いたします。

（休憩 10時26分～10時38分）

○委員長（中村美穂委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

続きまして、議案第55号令和5年度長与町下水道事業剰余金の処分及び決算認定についての件を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

渡部局長。

○水道局長（渡部守史君）

それでは水道局所管の議案第55号令和5年度長与町下水道事業剰余金の処分及び決算認定につきまして、上下水道課長以下、関係職員によりご説明申し上げますので、ご審議のほど賜りますようよろしくお願ひいたします。

○委員長（中村美穂委員）

高橋課長。

○上下水道課長（高橋庸輔君）

それでは議案第55号令和5年度長与町下水道事業剰余金の処分及び決算認定についてご説明申し上げます。決算書の1、2ページをお開きください。令和5年度長与町下水道事業会計決算報告書でございます。金額につきましては税込額でございます。（1）収益的収入及び支出の収入におきまして、第1款下水道事業収益の予算額9億9,605万3,000円に対し、決算額は9億8,346万171円となり、予算額に比べ決算額は1,259万2,829円の減収となっております。要因といたしましては、人口減少に伴う一般汚水収益の減少が主なものでございます。次に、支出におきましては、第1款下水道事業費用の予算額9億3,736万7,000円に対し、決算額は9億381万6,548円となり、不用額が3,355万452円となっております。不用額の内訳といたしましては、委託料や減価償却費が主なものでございます。次に3、4ページをお開きください。（2）資本的収入及び支出の収入におきましては、第1款資本的収入の予算額3億4,238万6,000円に対し、決算額は2億1,209万4,876円となり、予算額に比べ決算額の増減が1億3,029万1,124円の減収となっております。要因といたしましては、国費の内示額減および人員不足による工事発注規模を調整したことが主な要因でございます。次に、支出におきましては、第1款資本的支出の予算額5億9,997万5,000円に対し、決算額は4億7,338万169円、翌年度繰越額が3,300万円、不用額が1億6,876万3,831円となっております。翌年度繰越額につきましては、浄化センター工事委託の入札不調によるもので、不用額の要因は資本的収入の減収要因と同様、国費の内示額減および人員不足による工事発注規模の調整が主な要因でございます。次に3ページの下段をご覧ください。資本的収入額が資本的支出額に不足する額、2億6,878万5,293円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,622万912円、過年度分損益勘定留保資金2億5,256万4,381円で補填しております。5、6ページをお開きください。令和5年度長与町下水道事業損益計算書でございます。金額につきましては税抜額でございます。6ページの下から2行目をご覧ください。当年度純利益が6,342万2,711円となり、当年度未処分利益剰余金は、当年度純利益と同額の6,342万2,711円でございます。次に7、8ページをお開きください。令和5年度長与町下水道事業剰余金計算書でございます。金額につきましては税抜額でございます。8ページの一番右列の資本合計をご覧ください。前年度末残高から資本金、資本剰余金に変動はなく、利益剰余金に当年度未

処分利益剰余金の6,342万2,711円を加えまして、資本合計は50億4,190万8,725円となっております。7ページの下段に記載しております令和5年度長与町下水道事業剰余金処分計算書案をご覧ください。この計算書は未処分利益剰余金を特定の目的のための積立金へ処分するため議会の議決を求めるものでございます。今回の処分につきましては、今後増大する建設改良工事に備えるため未処分利益剰余金6,342万2,711円全額を建設改良積立金に積立処分する予定でございます。次に9、10ページをお開きください。令和5年度長与町下水道事業貸借対照表でございます。金額につきましては税抜額でございます。資産合計と負債資本合計がそれぞれ114億4,281万7,513円で、資産合計から負債合計を差し引いた資本合計は、50億4,190万8,725円となっております。11ページをお開きください。会計方針等の注記表でございます。続きまして決算附属書類につきましてご説明申し上げます。12、13ページをお開きください。令和5年度長与町下水道事業報告書でございます。1概況（1）総括事項です。令和5年度の経営状況は、営業収支においては2億1,534万9,259円の営業損失となっており、これを前年度比で見ると11.6%増、金額にして2,234万531円の増額となっております。また、経常収支において6,339万3,245円の経常利益となっており、これを前年度比で見ると27.7%減、金額にして2,423万6,745円の減額となっております。次に収益的収支全体では、収入が前年度比2.1%減、金額にして2,008万4,225円の減額、支出が前年度比0.5%増、金額にして412万5,081円の増額となりました。以上により6,342万2,711円の当年度純利益となりました。なお、積立金の取り崩しに伴う未処分利益剰余金変動額はなく、当年度未処分利益剰余金は6,342万2,711円となりました。資本的収支では、収入が国庫補助金等2億1,209万4,876円、支出といたしましては、長与ニュータウン地区マンホールポンプ場設置工事、青葉台地区（西迫）污水管改築工事等の建設改良費として2億8,980万4,742円、企業債償還金1億8,357万5,427円となり、合わせて4億7,338万169円となっております。資本的収入の不足額は2億6,878万5,293円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金で補填いたしました。（2）経営指標に関する事項でございます。令和5年度決算における経営成績について、経営の健全性を示す経常収支比率は、下水道使用料の減少等による収入の減少により前年度比2.87ポイントの減、107.37%となったものの、健全経営の水準とされる100%を上回っております。また、使用料水準の妥当性を示す経費回収率は前年度比15.8ポイントを増の120.89ポイントとなり、事業に必要な費用を下水道使用料で賄えている状況とされる100%を上回っております。一方、償却対象資産の減価償却の状況を示す有形固定資産減価償却率は前年度比1.56ポイント増の59.79%、法定耐用年数を経過した管路延長の割合を示す管路老朽化率は、前年度比増減なしのゼロ%となっておりますが、施設の老朽化に備え引き続き計画的な施設更新を行ってまいります。（3）議会議決事

項でございますが、記載のとおり2件でございます。13ページをご覧ください。（4）行政官序認可事項でございますが、記載のとおり1件でございます。（5）職員に関する事項でございます。令和5年3月31日現在職員数は5名、令和5年度転入職員が2名、転出・退職職員が1名、よって、令和6年3月31日現在職員は6名となっております。14ページをお開きください。2工事（1）改良工事の概況でございますが、500万円以上の工事15件を記載しております。なお、金額につきましては税込でございます。15ページをお開きください。3業務でございますが、令和5年度の状況を前年度と比較して記載しております。4会計（1）重要契約の要旨でございます。契約額上位5件を記載しております。金額につきましては税込額でございます。16ページをご覧ください。令和5年度長与町下水道事業キャッシュ・フロー計算書でございます。金額につきましては税抜額でございます。業務活動、投資活動および財務活動に係る現金の流れによりまして、今期の資金は6,078万8,510円減少しております。これは企業債の借り入れよりも返済の方が多くなったためでございます。よって、資金期末残高は20億6,028万4,782円となりまして、これは9ページの貸借対照表の現金預金と一致しております。次に17ページをお開きください。17ページから19ページまでが、令和5年度長与町下水道事業会計収益費用明細書でございます。金額につきましては税抜額でございます。下水道事業収益、営業収益でございますが、下水道使用料につきましては、一般汚水収益でございます。その他営業収益内訳といたしまして、排水設備申請に係る手数料、し尿処理負担金の他会計負担金でございます。次に営業外収益でございます。受取利息および配当金、これは定期預金と普通預金の預金利息でございます。次に他会計負担金、これは雨水公費、汚水私費の原則ですね。経費の負担原則に基づく一般会計繰入金でございます。次が長期前受金戻入、これは国庫補助金など減価償却見合分でございます。雑収益、これはコピー代などでございます。次に特別利益でございます。過年度損益修正益、これは雇用保険戻入金などでございます。18ページをご覧ください。下水道事業費用、営業費用、管渠費でございます。内訳は、下水道建設係職員1名の給料、手当、法定福利費の他、マンホールポンプ場に係る下水道施設維持管理業務委託などの委託料、そして修繕費が主なものでございます。続きまして処理場費、内訳は、処理場係の再任用職員1名、会計年度職員1名分の給料、手当、法定福利費でございます。その他浄化センターに係る下水道施設維持管理業務委託、汚泥運搬および処分などの委託料、そして修繕費が主なものでございます。業務費でございます。内訳は、料金総務係の職員1名および会計年度任用職員の給料、手当、法定福利費の他、地下水検針業務委託などの負担金が主なものでございます。19ページをご覧ください。総係費、内訳は、料金総務係2名分の給料、手当、法定福利費の他、経営戦略策定業務、企業会計システム保守委託などの委託料、そして水道局庁舎に係る修繕費などが主なものでございます。減価償却費でございます。内訳は有形固定資産減価償却費、無形固定資産減価償却費でございます。続きまして資産減耗費、これは固定資産除

却費、支出なしでございます。次に営業外費用、支払利息でございます。これは企業債利息でございます。雑支出につきまして、これにつきましては特定収入係る消費税の費用化が主なものでございます。次に特別損失、過年度損益修正損、これは漏水減免が主なものでございます。次に20ページをご覧ください。令和5年度長与町下水道事業会計資本的収入及び支出明細書でございます。金額につきましては税抜額でございます。資本的収入につきましては、企業債、国庫補助金、受益者負担金でございます。資本的支出、建設改良費、下水道事業費につきましては、職員2名分の給料、手当、法定福利費などの人件費、施設更新に係る設計業務などの委託料、マンホールポンプ場設置工事などの工事請負費でございます。次に企業債償還金は、1億8,357万5,427円でございます。次に22、23ページをお開きください。固定資産明細書でございます。金額につきましては税抜額でございます。（1）有形固定資産明細書でございますが、合計欄をご覧ください。年度当初の現在高に当年度固定資産の増減額を加味いたしまして、年度末現在高は218億1,374万8,299円、減価償却累計額は、125億9,11万3,421円となり、年度末償却未済高は93億463万4,878円となっております。次に（2）無形固定資産でございます。合計欄をご覧ください。本年度は、年度中に取得した資産および除却した資産がございませんでしたので、年度当初現在高5,203万9,071円から当年度減価償却高の248万7,733円を差し引きまして、年度末現在高は4,955万1,338円でございます。24、25ページをお開きください。企業債明細書でございます。表の一番下合計欄をご覧ください。令和5年度末における企業債の発行総額は45億3,460万円に対し、未償還残高24億38万1,242円となっております。続きまして工事概要につきまして図面等にて担当により説明を申し上げます。なお、説明を図面にお配りしておりますけれども、委員会終了後回収させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長（中村美穂委員）

濱中課長補佐。

○課長補佐（濱中章君）

それでは重要契約の要旨について説明させていただきます。決算書附属書類の15ページと配布しておりますA3の図面をご覧ください。図面に記載の番号順に説明させていただきます。まず1番目、令和5年度長与町公共下水道長与浄化センターの建設工事委託に関する協定です。委託内容は、ストックマネジメント計画に基づき施設および設備の老朽化対策を目的として、長与浄化センターの沈砂池ポンプ井における主ポンプ設備の機械設備及および電気設備の更新ならびにポンプ井の防食塗装を行うものとなります。次に2番目、長与ニュータウン地区マンホールポンプ場設置工事です。工事内容は、未普及解消を目的として汚水管延長40.90メートル、汚水ポンプ2基およびポンプ制御盤1面の設置を行いました。次に3番目、青葉台地区（西迫）汚水管改築工事です。工事内容は昭和49年に布設した汚水管の老朽化対策を目的として、汚水管5スパンの

延長108.50メートルの改築を行いました。次に、4番目、青葉台5号線汚水管改築工事です。工事内容は昭和49年に布設した汚水管の老朽化対策を目的として、汚水管5スパンの延長130.35メートルの改築を行いました。最後に5番目、長与ニュータウン東地区汚水管改築工事です。工事内容は昭和49年に布設した汚水管の老朽化対策を目的として、汚水管5スパンの延長144.97メートルの改築を行いました。以上で重要契約の要旨についての説明を終わります。

○委員長（中村美穂委員）

高橋課長。

○上下水道課長（高橋庸輔君）

以上が議案第55号令和5年度長与町下水道事業剩余金の処分及び決算認定についての概要でございます。ご審議のほど、どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長（中村美穂委員）

ただ今提案理由の説明が終わりました。これから質疑を受けたいと思います。質疑はページを追って進めたのちに図面の工事の内容、それから配布していただいた資料について質疑を受けたいと思います。まず決算書類の1、2ページ、それから3、4ページ、5、6ページ、7、8ページ、9、10ページ、11ページは注記表ですね。続けて決算附属書類に移りたいと思います。12、13ページ、14ページは後で図面のところでになりますけれども、15、16ページ、それから17ページから19ページまでの下水道事業会計収益費用明細書ですね。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

17ページの明細書の中の営業外収益の下の他会計負担金についてですね、これ一般会計からの負担金ということで毎年計上をされているんですけども、この名前も補助金で計上されたりとかいろいろあると思うんですが、一般会計も厳しい中でどういう趣旨で毎年一般会計から支出が、受ける側は何も問題ないと思うんですけど、されてるのか、そこら辺ちょっとどういう経緯で支出がされているのかを説明していただきたいと思います。

○委員長（中村美穂委員）

高橋課長。

○上下水道課長（高橋庸輔君）

この一般会計繰入金、これにつきましては公営企業法の17条の2の規定によって、経費の負担の原則といったものがございます。この経費の負担の原則に基づきまして国が定めた繰出基準によりまして、一般会計が負担すべき経費のことでございます。例えば雨水処理に係る経費であったり分流式下水道経費であったり、水洗便所に係る改造、命令等に関する事務とか、こういったものに係る経費、あとは高度処理に係るような経費、こういったものに要する経費については、公費で行うべきものとされております。

○委員長（中村美穂委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

本来自治体が担うべき経費ということで、その分を負担をされてるってことで理解してよろしいですね。質問しましたのは、先の本会議で都市計画税の使途が示してありますて、その中に下水道事業というのがありますて、ちょっと詳しく説明してくださいという質問をしましたところ、都市計画税、あなた方に関係ないんですが、都市計画税もこの他会計負担金の中に充当しておりますような説明でしたので、それが妥当なのかどうなのかなと思って質問したところです。答弁要りませんので、以上で結構です。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

山口委員。

○委員（山口憲一郎委員）

単純な質問で申し訳ございませんけども、15ページの上段の方に水洗加入率98%なってるんですけども、これを地域内、地域外というあれば捉えていいんですか。あるんですかね。これは水洗をされる区域の数が97、8%ということで、そういう捉え方でいいですか。戸数ですよ、戸数、99.7%か、戸数で。それでこの地域外って言うとですかね。それがあと、単純に長与が戸数が1万7,000いくらぐらいありますて、これを引けば残りが出てくるんですけど、単純にそういう計算はできないと思いますので、まだ地域外の中でどのくらいが水洗化されてないのか、お聞きをしたいと思います。そしてまた99.7%のうちに、あと何件ぐらいあるのか教えていただきたいと思います。

○委員長（中村美穂委員）

永江主査。

○主査（永江啓二君）

長与町の区域内においてまだ整備がされていない所が8世帯ございまして、整備はされているけれども未水洗の世帯が102世帯ございます。おっしゃられている率についてなんですかねども、長与町の処理区で見ると水洗化率が99.39%、行政区域ベースで見ますと水洗化率98.93%といった状況になっております。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

安部委員。

○委員（安部都委員）

すいません。12ページのところで、その前に戻っていいの。

○委員長（中村美穂委員）

ページを戻るのはいいんですけど、今もうだいぶ先まで進んでるので戻るんですけど、何ページというふうに言っていただかないと、今そこはもう終わってるので、そういう

ふうに言っていただきてもよろしいですか。

安部委員。

○委員（安部都委員）

すいません、ちょっと大分戻るんですけども、12ページのところで資本的収入の不足額で、国費の内示減額というところであったと思うんですが、そのところのちょっと理由を、2億1,209万4,876円、この内示減額のところでちょっと理由を教えていただきたい。

○委員長（中村美穂委員）

山下主査。

○主査（山下裕己君）

内示減ということでございますが、まず令和4年度本要望におきまして、当初令和5年度に要望してた金額ですけども9,025万円、補助金で要望しておりました。それが内示で内示率といたしまして76.9%の6,940万円になったことに伴いまして収入が落ちているものとなります。

○委員長（中村美穂委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

なんか今後非常に、過年度分益で勘定補填をしたり、当年消費税および資本的収支調整額で補填をしてるんですが、このようなことが何か起こると今後、何かどうなのかなというふうに思いますが、その辺りはいかがでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

高橋課長。

○上下水道課長（高橋庸輔君）

まず資本的収入と資本的支出について不足額が発生するにつきましては、そういう仕組みでございまして、それに対して補填財源というもので補填する形になります。これが損益勘定留保資金であったりとか、そういうもののなんですけれども、この企業会計がそういう仕組みでございまして、いわゆるそこ3条予算という中での、なんて言えばいいですかね、損益計算書がございますですね。5ページの損益計算書をご覧いただければ、この損益計算書の2営業費用につきまして（5）の減価償却費と（6）の資産減耗費、この2つについては正確に申しますと、この2つから3の営業外収益の（3）長期前受金戻入ですね。こういったものを差し引いた額については、内部留保されるお金であります、更新に使うためのお金です。なので、そもそも資本4条予算の中で資本的収入と資本的支出といったその差額については、この部分で補填していくといった性質のものでございますので、毎年度起こっていくといったものでございます。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。今19ページまで進んでおります。続きまして20、21

ページ、続いて22、23ページ、24、25ページ、企業債の明細書になります。質疑はありませんか。それでは先ほど説明がありました工事箇所の図面、それから前に頂いております使用料等の資料、こちらも含めまして質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

ちょっと戻りますけど、18ページ、処理費用、委託料というのが出てきますね。この委託料につきましては前は随契ということですっと進んで、私も5年ぐらいこれをずっと申し出をして、入札、複数年度の債務負担行為を組んだ中での入札ということになっているんですね。この今度は期限ですね。いつぐらい今度は更新になるのかということと、それをしたことによっての効果がどのぐらいあったのか。これは全体的な考え方で結構ですけど、どのような効果があったのか、その辺が分かれば教えてください。

○委員長（中村美穂委員）

高橋課長。

○上下水道課長（高橋庸輔君）

今処理場の委託、業務委託につきまして現在5年間の複数年契約といったことで進めおりまして、令和7年度までが期限となっております。なので、今年度末には債務負担行為を取らせていただこうかというところで計画しておりますけれども、この評価につきましてやはり複数年契約と共に薬品費であったり電気料金であったりと複合して委託することによって従来よりも比較的効果があるものと評価しているところでございまして、ただ今後につきましてはまた労務費の高騰等を加味した積算をする必要がございまして、今後こういった委託料といったものが増加していくことになるのがちょっと少し危惧されるところでございますけれども。現在この5年間の複数年契約につきましても今後は国の方ではウォーターPPPといったまた別の発注方式といったものをちょっと打ち出しているところがございまして、それは何かと申しますと、今まで維持管理だけに特化した委託であったものを委託と更新、維持管理と更新を一体化した委託方式に変えてくれといった国の要望がございまして、それについて来年度以降ちょっと検討しなければならないといった状況でございます。ウォーターPPPといった方式につきましては当然複数年契約なんですけども、今後10年間という委託期間という縛りが今度ございまして、その他更新計画まで加味して委託しないといけないと、いろんなところがある程度民間の方に少し今まで我々が行ってきたものをお任せしていくような方式を国が打ち立てておりますので、そういう方式っていったものが、うちの長与町の運転管理業務委託に適正にはまるのかどうかといったものを来年度以降ちょっと検討させていただこうと思っておりますので、そうですね。今5年間の委託契約をしておりますけれども、来年度以降ちょっとそのウォーターPPPの検討を踏まえまして、今後の維持管理の委託期間については、またちょっと検討しているところでございます。

○委員長（中村美穂委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

確かに要は結局競争の原理が働いて入札金額が大分落ちてきたと、当初よりそれが大体4,000万円ぐらい落ちたと認識はしてるんですね。今の話の中で、やはりその10年間の今後の委託だけじゃなくて、いろんなものを加味した中で契約をしなくちゃいけないということであれば、当然今度は公営企業ということじゃなくて民営ということも考えられるものと思うんですね。確かに公営企業のこの水道事業については非常に赤字が大きいから、やっぱり負担が多いということで民営がなかなか難しいと思うんだけど、その辺まで含めた中での検討をするのかどうか。これはもう局長に聞かんと分からんでしょうね。その辺を一つ回答を頂きたい。

○委員長（中村美穂委員）

渡辺局長。

○水道局長（渡部守史君）

水道事業も下水道事業も国の方では民間の活用ということで、一番行き着く先というのが完全民営化というところかと思われます。しかしながらそこに行くためには、それなりのステップというのがあるんじゃないかなと思っております。それの一つのステップ、我々がそこを求めているわけではございませんが、いろんな連携をしていく中で、これは民間側の事情もあると思われますし、まだ実際全国的には完全民営化っていう事例っていうのは、なかなか多いものではありません。むしろ数えたらもう指で十分数え切れるぐらいではないかなと思ってます。そういった中で我々が求めていくっていうところでは、まだその完全民営化っていうのはまだ見据えている状態ではございません。これはもう近隣の水道事業体、下水道事業体も含めてのお話でございまして、それぞれの全国的な動向、あるいは国の動向を見ながら、あるいは県の動向、そういうのを見ながら考えていきたいと思ってるところでございます。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

質疑をしたいので、副委員長と交代します。

○委員（堀真委員）

質疑はありませんか。

中村委員。

○委員長（中村美穂委員）

この図面を見せていただいて工事がかなり多く、マンホールぶたの改築工事などはもう日数はそんなかからず、すぐ終わるところだと思っておりますが、污水管の改築工事、こういうのももう恐らくですけれども、団地が古くなっているところから耐用年数ということも踏まえて、工事をしていくというところであろうかと思います。長与ニュータ

ウンだったり青葉台団地だったりっていう所がされているわけなんですけども、順次計画でされてると思うんですが、今後の計画が分かれれば、もし、恐らく団地とひとくくりにすることはよくないかもしれませんけれども、そういった地域地域で古くなっている所という考えがあるんでしょうけれども、まずもってその汚水管、耐用年数が例えば50年とかそういったものもあるかと思いますが、耐用年数に限らず他の視点でここを優先的にという、そこを含めてまず汚水管を替えるその耐用年数と理由、そういったものを教えていただけますか。

○委員（堀真委員）

濱中課長補佐。

○課長補佐（濱中章君）

汚水管の改築に関してはストックマネジメント計画に基づいて予定するところであります、具体的に言うと古い団地、長与ニュータウンまたは青葉台等が今後の予定として考えている所であります。それに伴う調査を行いまして、優先度を付けて優先度の高い順から改築を行う予定です。

○委員（堀真委員）

中村委員。

○委員長（中村美穂委員）

一般的な汚水管の改築の耐用年数というのは、何年ぐらいを目安にされてるんでしょうか。

○委員（堀真委員）

濱中課長補佐。

○課長補佐（濱中章君）

耐用年数は50年を考えております。ただそうですね、調査の状況によっては50年以上もつ箇所もあるとは思いますけれども、逆に50年を切ったところで、例えば劣化が激しい所であるものについては、調査の結果を踏まえて優先的に改築を行う予定です。

○委員（堀真委員）

委員長と交代します。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

安部委員。

○委員（安部都委員）

すいません、18ページで下水道施設維持管理業務で、こここのところのマンホールの維持とおっしゃいましたかね。そこでちょっと工事とは関係ないんですが、令和5年度にミックンの下水道のふたを替えたと思うんですが、今現在どのくらい替えてるんでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

高橋課長。

○上下水道課長（高橋庸輔君）

デザインマンホールのときに5カ所ほどデザインを付けたキャラクターのマンホールを造ったんですけども、それで一度終わってますので、今後その後も増やす予定は今のところございません。増やす予定はございません。

○委員長（中村美穂委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

その変更したことによって非常に高価なものだなっていうふうなちょっとイメージがあったんですよね。相当高かったと思うんですよ、その維持管理の。それで町民の反応というのをちょっとお聞かせ願いたいんですが、いかがですか。

○委員長（中村美穂委員）

高橋課長。

○上下水道課長（高橋庸輔君）

町民のご反応については非常にいい反応を頂いておりまして、そうですね、小学生も見学に来たりとか、民生委員さんたちの方からも非常にいいキャラクターですね。あと全国的にも何かこうメールが頂いて非常にいいデザインですねっていうお話を伺ってますし。その後デザインマンホールを造った後にマンホールカードといったものを作りまして、マンホールカードにつきまして、デザインマンホールにもそうなんんですけど、マンホールカードにもQRコードといったものを付けておりまして、このQRコードをスマホとかで見ていただくと、下水道の仕組みとか下水道にしてはいけないこととか、そういういった勉強ができるツールとしても使われておりますので、割と皆さん好評であるといったことです。

○委員長（中村美穂委員）

デザインマンホールは5年度の事業で間違いはないんですよね。4年度に作成されたんですね。分かりました。4年度ですね。

他に質疑はありませんか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

ちょっと教えていただきたいんですが、減価償却費っていうのがあちこち出てくるんですけども、減価償却の考え方なんですが、一般的には取得費があつて耐用年数とかで割り出して年間その取得費を償却していくというのが一般的な考え方だと思うんですが、本町の場合、今も民間の例えば開発とかで布設を整備をして最終的に帰属をすると。そういう場合、取得費はほとんどゼロに近い、からんわけですよね。そういう場合そういうのもここの中に含まれるんですか。資産として償却資産として。その場合どういう計算をするのか、ちょっと教えてください。

○委員長（中村美穂委員）

高橋課長。

○上下水道課長（高橋庸輔君）

いわゆる民間の開発から帰属を受けるときにその財産の評価をします、資産の評価を。仮にその評価について1,000万円といたしましたら1,000万円の取得費を上げます。資産として入力します。それとまた反対に受贈財産ということで、同じ費用を長期前受金の方に入れるんですね。結局この取得した資産といったものは、おっしゃるとおり耐用年数に割って減価償却費も入ってきます。同じように長期前受金戻入の、ここでいえば17ページの下から7行目ぐらいですかね。受贈財産評価額長期前受金戻入ということで入ってきて、結果的には減価償却費と、この受贈財産評価額長期前受金戻入とで相殺していくといった形になります。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第55号のうち、剩余金の処分について討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第55号のうち、剩余金の処分について採決します。

本案のうち、剩余金の処分について原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案のうち剩余金の処分については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第55号のうち、決算認定について討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第55号のうち、決算認定について採決します。

本案について決算認定について原案のとおり認定すべきものと決することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案のうち決算認定について原案のとおり認定すべきものと決しました。

本日予定しております議案はこれで終わりますけれども、明日は所管事務調査となっております。皆さん視察に行かれた際に資料はお持ちいただきなくとも結構ですが、ご

自身が感じられたところ、明日は教育委員会との意見交換等もありますので、そういうところで、そういうった自分が書いたメモといいますか、もちろん報告書でも結構でございますけども、そういうったものをお手元に用意されて有意義な意見交換となるようにしていただきますよう、よろしくお願ひいたします。

本日はこれで閉会いたします。

(閉会 11時32分)